

保護者 各位

新富町教育委員会

「緊急事態宣言期間における新富町小中学校感染予防対応基準（改訂版）」について
（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、かねてより本町の教育活動に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本県の緊急事態宣言の延長を受け、下記のように「緊急事態宣言期間における新富町小中学校感染予防対応基準（改訂版）」を作成しました。

本町児童生徒の安全・安心のため、感染予防対策を徹底してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

緊急事態宣言期間における新富町小中学校感染予防対応基準（改訂版）

1 感染予防三原則

「持ち込まない」「うつらない」「うつさない」

2 期 間

緊急事態宣言期間中（令和3年1月9日～2月7日（日））

3 対応

①健康チェック ②マスク ③手洗い ④換気 ⑤消毒 ⑥活動制限 の徹底

4 具体的方策

- ① 健康チェックの徹底・・・ 登校前の家庭での健康チェック
- ② マスク着用の徹底・・・ 登下校時、授業時、休み時間等
＊体育は、3密を防いだ活動であればマスクを外して可
- ③ 手洗いの徹底・・・・・・・・ 登校時、トイレ使用時、給食時、休み時間後等
- ④ 換気の徹底・・・・・・・・ 換気は教室の入り口とその対角線上の窓を少し開けた常時換気を行ったり、廊下と教室の連続した空間を用いた2段階換気を行ったりする。
- ⑤ 消毒の徹底・・・・・・・・ ドアノブ、水道蛇口、廊下手すり等
- ⑥ 活動制限の徹底
 - ア 登下校時の間隔をあけた一列歩行の徹底
 - イ 登下校時の靴箱の混雑等を避ける工夫
 - ウ 集会活動の中止
 - エ 音楽の合唱、学級での歌唱、調理活動については、感染予防対策を十分に行った上で実施可
 - オ 給食時の会話自粛
 - カ 部活動は校内のみとし、飛沫防止や用具・楽器等の消毒の徹底
＊2月7日（日）まで他校との交流は中止

5 その他

- 各学校の状況に応じて、適宜工夫と徹底を図る。
- 「新富町小中学校 児童生徒における新しい生活様式（冬季版）」の徹底を図る。